

「岐阜高専建設技術士有志会」会則

第1条(名称) 本会の名称は、岐阜高専建設技術士有志会と称する。

第2条(目的)本会は、会員相互の連絡を密にして資質向上を図ると共に、母校の技術支援等に寄与することを目的とする。

第3条(事業)本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- 1 会員相互の資質向上に向けての情報交換、交流に関する事
- 2 母校の技術支援等に関する事
- 3 その他会の目的達成に必要な事

第4条(組織)本会は、岐阜高専土木工学科、環境都市工学科卒業生及び建設工学専攻科終了生有志の集まりで、次のものから組織する。

- 1 技術士法の国家試験に合格し、登録した者（建設、上下水道、環境部門等）
（原則的として、中部5県（岐阜、愛知、三重、静岡、長野県）に在住又は勤務する者）
- 2 上記資格に準ずる資格を取得し、母校の支援に熱意ある者を含む
- 3 本会には名誉顧問、顧問をおくことができる。

第5条(役員) 本会には次の役員をおく。

会長(1名)、副会長(2名程度)、会計（兼書記）(1名)、監事（2名）、幹事(若干名)、参与（若干名）

第6条(役員の職務)会長は本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、職務を代行する。
- 3 会計は本会の会計事務処理にあたり、書記を兼ねる。
- 4 監事は本会の会計監査にあたる。
- 5 幹事は会員との連絡調整にあたり、本会の事業推進に協力を図る。

第7条(役員の選出)役員（監事は除く）は総会において承認を得るものとする。

- 2 本会の会長、副会長は役員会により選出する。
- 3 会計、幹事、参与は会長の指名、会員の推薦などにより選出する。
- 4 監事は総会において選出する。

第8条(役員の任期)本会役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

第9条(総会)会長が必要と認めた場合、総会を開く。

第10条(経費)本会の経費は会費、寄付金およびその他収入をもってあてる。

第11条(会計年度)本会の会計年度は8月1日から翌年7月31日に終わる。

付 則

- 1 会費は入会金を3000円とする。
- 2 本会則は平成19年8月31日から適用する。
- 3 本会則の一部変更は平成23年8月5日から適用する。